

委員からの意見 (提出資料)

第1回協力者会議における宮崎委員からのご意見

- 障害者権利条約(第24条教育)では、インクルーシブ教育システム実現に関して、多様性の尊重ということが謳われており、LGBT や障害の有無のみならず、外国籍の児童生徒をどうするかもポイントとなるところ。新宿区立小中学校では、外国籍の児童生徒が多いため、全ての学校に日本語教室が設置されている。区教委予算だけでは支援が間に合わず、校内予算を活用して支援する仕組みを設けている。今後、様々な地域で外国籍の児童生徒の増加が見込まれる。日本語教室等の設置についても、地域や学校の現状を踏まえ、ある程度の見通しをもって学校の規模を考えていく必要があるのではないか。

(資料1 ※ 障害者権利条約(第24条教育))

- 障害者基本法第16条に障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進する旨が義務として規定されている。国連・権利擁護委員会で日本のインクルーシブ教育システム実現についての審査でも、こうした点が取り上げられると考える。今後、通常の小中学校において、通常学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒は交流及び共同学習はできたとしても、特別支援学校の児童生徒が通常学級の児童生徒と交流するためには、空間的制約が大きな課題となる。多目的ホール、多目的教室などの空間をどのようにして位置付けていけるか、この辺りも議論していく必要があるのではないか。また、このことは、コロナ禍における身体的距離を確保することにもつながる。

- 子供の難病として800余(令和2年現在)の小児慢性特性疾病が指定されており、小中学校の通常学級に在籍しながら病院生活をおくる児童生徒が多くなっている。医療改革の中で長期入院が難しくなってきたり、難病の児童生徒が病院にいられず、特別支援学級を経由して通常学級に戻す状況が起きている。それらの児童生徒が通常学級に戻ってきたときにどう対応するのかが課題である。

- 特別支援学校の病弱の学校を地域につくることが難しい状況の中、小中学校の特別支援学級に併設する形で病弱の分校をつくる動きも出ており、それらの児童生徒のための施設環境をどう整えていくかが課題である。

(資料2 ※ 病弱・身体虚弱の子供の教育の場)

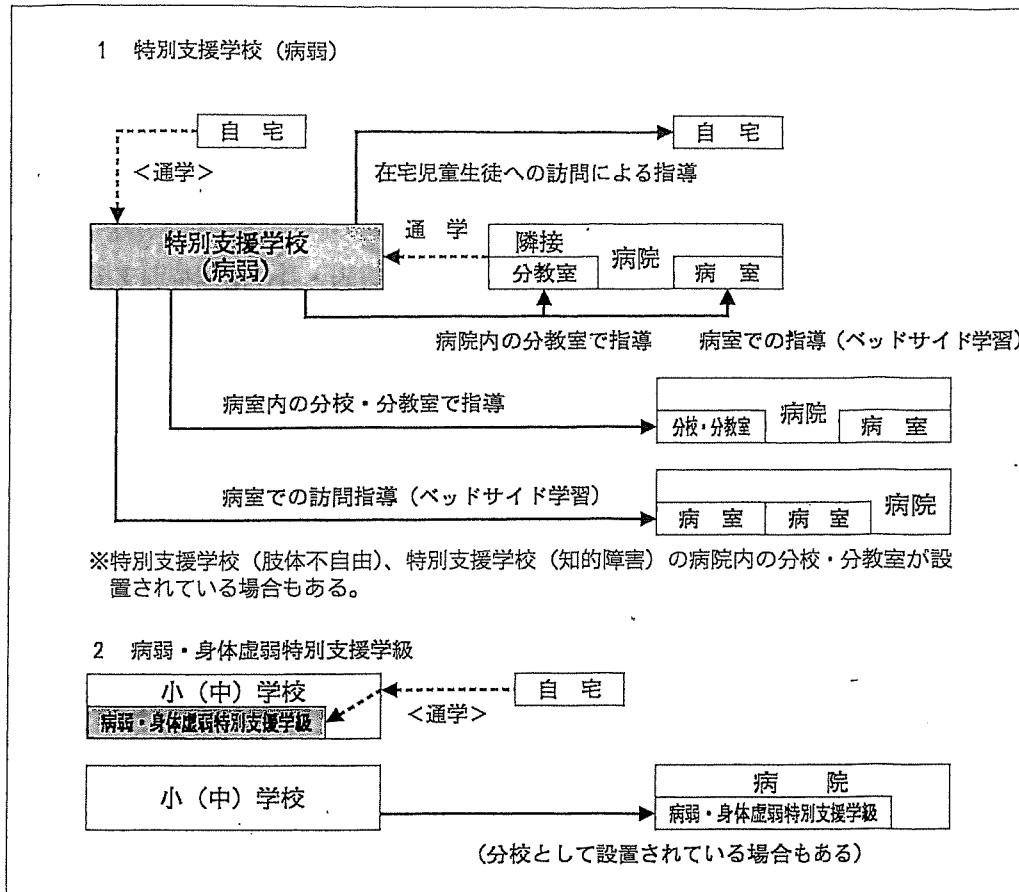
- 有識者会議委員である市川宏伸委員が病院長で、私が校長だった時代、都立青鳥養護学校の梅ヶ丘分教室を梅が丘病院が整えてくれたが、病院内の学級・教室をどうつくるかが課題である。分教室等の設置に関しては、どこがどう対応するのか、役割分担をあらかじめ協議しておかなければならない。

- 指針では触れていない生徒一人用の学級等、強度高度障害の学級が存在する。教室の間仕切りを柔軟に設定できるなど、どんな障害の児童生徒がきても対応できる仕組みとして、可変性が高い教室環境を整備しなければならない可能性がある。合理的配慮の視点がうまく入っていくとよい。
- 発達障害の児童生徒がカームダウンできる空間を廊下に整備するなど、障害の特性を踏まえた空間整備が求められる。また、学校によっては、多目的スペースが整備されている学校があるが、廊下と教室が区切られておらずオープンな空間のため、情緒不安定になる児童生徒もいる。教室との廊下との間には可変性のある間仕切りを整備するなど、在籍する児童生徒の状況をみながら、柔軟に対応できる空間整備が求められる。
※具体的な事例として、世田谷区立駒沢小学校、文京区立窪町小学校の情報あり

※宮崎委員については、第1回会議に出席予定だったがシステムエラーにより参加できなかったため、会議後、事務局（廣田）より委員に電話連絡し、意見を伺ったもの

障害者権利条約における教育の条文(第24条教育)

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度(inclusive education system at all levels)及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。



図Ⅱ－５－３ 病弱・身体虚弱のある子どもの教育の場

イ 病弱・身体虚弱特別支援学級（図Ⅱ－５－３参照）

特別支援学校（病弱）以外に、病院内に小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級が設置されている場合があります。また、通学している小・中学校内に病弱・身体虚弱特別支援学級が設置されている場合もあります。

(ア) 病院内の病弱・身体虚弱特別支援学級

入院中の病弱・身体虚弱のある子供のために、近隣の小学校や中学校を本校として病院内に設けられている特別支援学級です。ここでは、病院の職員との連絡を密にしながら、健康状態の維持・回復・改善を図るための指導を行うとともに、各教科等の指導に当たっては内容の精選を行い、特に身体活動を伴う学習については、指導方法や教材・教具を工夫するなど様々な配慮をしています。小・中学校の学習指導要領により教育課程が編成されますが、児童生徒の病状や発達段階などに応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にしながら教育課程等を編成します。

(イ) 小・中学校内の病弱・身体虚弱特別支援学級

入院を必要とせず家庭などから通学できる病弱・身体虚弱のある子供のために、小学校や中学校の校舎内に設けられている特別支援学級です。ここでは、通常の学級とほぼ同様の授業時数を定め、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮しながら、各教科等の指導を行っています。なお、家庭などとの連絡を密にしながら、健康状態の維持・回復・改善や体力の向上を図るための指導も併せて行っています。児童生徒の病状や発達段階などに応じて、当該学年の教科を中心とした教育課程、下学年・下学部適用の教育課程等を編成します。

「学校施設におけるバリアフリー化の推進に向けた論点」への意見

日本障害フォーラム（JDF）

○学校施設のバリアフリー化の現状と課題について

■どの地域においてもバリアフリー化が進む全国的な仕組み・国の支援の必要性

特別支援学校以外の学校は、バリアフリー法では長らく努力義務だった。また、バリアフリー法の委任条例で学校を義務づけの対象に追加している自治体もあるが、委任条例を制定している自治体は20（都道府県14・市区町村6）にとどまっている。一方、「福祉のまちづくり条例」で学校を規定しているところが多く、新築等の9割のバリアフリー整備化につながっていると思われる。

だが、既存物の改善に関しては市区町村の方針による差が大きい。そのため、特別支援学校以外の学校のバリアフリーは大きな地域格差が生じている現状にある。

→★地域格差を是正し、小規模自治体も含めてどの地域においてもバリアフリーの義務化が実質的に進むよう、全国的な仕組み、並びに国の強力な支援が不可欠である。

■既存の学校も含めた推進方策の必要性

バリアフリー法は新築・大規模改修の場合は義務であるが、既存物については努力義務となっている。小中学校の多くを占める既存物も含めたバリアフリー化が大きな課題である。

→★新築・大規模改修のみならず、既存の学校も含めた推進方策を提言することが必要である。

■合理的配慮のための環境整備の観点からの現状把握の必要性

学校のバリアフリー状況の実態把握に当たって、第1回会議の3資料では、「約7割の校舎が段差解消」とされているが、おそらく避難所としての利用のみを念頭に置いた調査項目ではないか。

→★障害のある児童生徒や教職員が学び、働く際の「合理的配慮のための環境整備」の観点からのバリアフリー化の現状についての把握が必要ではないか。

○学校施設のバリアフリー化の考え方について

■背景・基本視点

学校施設のバリアフリー化についての背景・基本視点として、以下の事項が挙げられる。

● 2014年に批准した障害者権利条約の実施

24条（教育）では、「障害のある児童生徒も原則として自分の住む地域の通常学校・学級に通うこととする原則インクルーシブ教育制度」が求められている。

9条（アクセシビリティ）では、アクセシビリティの確保・バリアフリー化を「都市及び農村の双方」で進めることを求めており、特に適用する対象として「建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）」と、学校を明示的にあげている。

● 改正バリアフリー法（2018年）

2018年のバリアフリー法改正では、第1条の2（基本理念）が創設され、バリアフリーのための措置は「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」に資するものでなければならないことが明確にされた。この基本理念をふまえた上での検討がなされる必要がある。

● 障害者基本法

障害者基本法では、地域における共生、差別禁止等の原則を掲げた上で、第16条で「国及び地方公共団体は、障害者が、…可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」としている。このための施策の一環として、学校のバリアフリー化が進められる必要がある。

● 障害者差別解消法

障害者差別解消法は「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めているが、特に、公立の学校においては合理的配慮の提供も義務であり、そのことをふまえて「合理的配慮のための環境整備」（第5条）として、学校のバリアフリー化が進められる必要がある。

● 改正障害者雇用促進法と障害者活躍推進計画

障害者雇用促進法の2013年改正で「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務づけられ、さらに2019年改正で国・地方自治体に「障害者活躍推進計画」策定が義務づけられた。特に、「教育委員会における障害者雇用活躍推進プラン」（2019年4月公表）の中の「障害のある教師が働きやすい環境整備」の上からも、学校のバリアフリー化が推進される必要がある。

■様々な利用を想定した適用範囲・整備内容の検討を

学校は公共性の高い建物として、多様な利用がなされる。学校のバリアフリー化に当たっては、「みんなの学校」となるよう、全てのエリアに全ての障害のある者がアクセスし利用できることを基本とすべきである。旧・交通バリアフリー法・ハートビル法から現在のバリアフリー法改正の経過をふまえて、肢体障害、視覚障害のみならず、様々な障害者のアクセスを確保することが必要である。

そのため、様々な利用の具体的場面を想定して、それぞれの利用における合理的配慮のための環境整備が進むよう、バリアフリー化の適用範囲、並びに整備内容を検討することが必要である。

今後、以下のような利用の具体場面を想定した検討を進めて頂きたい。

①障害のある児童生徒としての利用

特に、支援学級だけではなく通常学級や特別教室なども含めた全ての教室、学校設備の利用。車椅子で利用できるトイレは各階に1つ以上設ける、エレベーターを設け、体育館、校舎それぞれに複数のバリアフリールートを設けるなど

②障害のある保護者としての利用

保護者参観や面談など

③障害のある教職員としての利用

職員室、事務室など教職員として利用する場所、教壇へのアプローチなど

④避難所としての利用

体育館以外の教室を避難所として使う場合や、近年多発している水害からの避難を考えると3階以上のフロアへの移動、その際、全ての人が安全に移動できるよう視覚・聴覚情報保障も含むなど。

⑤投票所としての利用

⑥生涯学習の場としての利用

■公立の小中学校以外のバリアフリー化の推進方策の検討を

今回のバリアフリー法改正で義務づけになったのは公立の小・中学校であるが、それに止まらず、幼稚園、高校、大学、高等専門学校、また、設置主体が私立の学校も含めたバリアフリー化の推進方策も検討すべきである。

※ 参考 衆議院、参議院での附帯決議

○学校設置者等の推進方策について

■新築はもちろん既存も含めた緊急・集中的な整備を～数値目標・実施計画・予算確保が必要

条約の要請、関係法令、避難所等としての利用も含めた公共性の高さなどをふまえて、緊急かつ集中的に整備される必要がある。

そのためには、期限を定めた上で、①数値目標、②実施計画、③計画実現のための予算確保が不可欠。

その上で、具体的にどういう順番で整備していくかに当たっては、本人・保護者・教職員・地域の障害者団体等からの要望をふまえたうえで、「障害のある児童・教職員の在籍状況、在籍予定などに応じた柔軟な決定」ができるような仕組み（予算確保を含めて）が求められる。

○国の推進方策について

■地域格差を是正し、どの地域においてもバリアフリー化が進むような全国的な仕組み・国の支援

障害者権利条約では「都市及び農村双方」でのバリアフリー化を求めているが、地域格差を是正し、どの地域においてもバリアフリー化が進むような全国的な仕組みと国の強力な支援が必要である。

- まず、学校のバリアフリーに関して緊急かつ集中的に整備が進むよう、期限を定めた上で国レベルでの数値目標と実施計画を策定するとともに、十分な予算措置が国には求められる。子どもの学びや地域住民の命にも関わるという重要性、経済的な投資の点などから、次期バリアフリー法の基本方針の期間である5年間で避難所に指定されている小中学校のバリアフリー化を達成するといった志の高さ・スピード感が必要ではないか。
- そして、実効性を確保するために、学校設置者である市区町村の負担をいかに軽減するかという視点から、国の支援策の検討が求められる。
例えば、既存の学校のバリアフリー整備に関する国庫補助に関して、実態に合わせた単価設定とするとともに国の補助率を現行の3分の1から2分の1以上に引き上げることが求められる。また、都道府県からの補助や地方交付税措置など、様々な支援策を検討する必要がある。あわせて、バリアフリー法・第14条2で「バリアフリー設備の維持」が設置者に課せられていることをふまえ、維持費に関わる予算確保の仕組みも検討すべきである。
- また、毎年、各教育委員会にバリアフリー化の進捗状況に関する年次報告の提出を求めるとともに、達成状況を公表する仕組みを設けるべきである。さらに、バリアフリーを学校評価の項目・指標に加えるとともに、地域の障害者団体や自治会、PTA等からの評価を得る仕組みを設けるなど、バリアフリー化を進めた学校が積極的に評価されるようにすべきである。